

更新申請時の添付書類一覧

○70歳未満・被用者保険

適用区分	更新申請書類
エ	・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・限度額適用区分を確認できる資料 ・本人の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写)
オ	< 7月早期 > ・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・本人の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・被保険者の非課税証明書★ ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写)

○70歳未満・市町村国保

適用区分	更新申請書類
エ・オ	・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・限度額適用区分を確認できる資料 ・本人の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写)

○70歳未満・国保組合

適用区分	更新申請書類
エ・オ	< 7月早期 > ・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・本人の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写) ・本人及び世帯全員の課税・非課税 証明書★

●70歳以上75歳未満・被用者保険

適用区分	更新申請書類
Ⅲ (一般所得)	・参加者証(写) ・本人及び世帯全員の住民税課税・非課税 証明書★ ・医療保険を確認できる資料★ ・限度額適用区分を確認できる資料 ・本人及び世帯全員の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写)
Ⅱ (低所得Ⅱ)	< 7月早期 > ・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・本人の住民票(写) ★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写) ・被保険者の非課税証明書★
Ⅰ (低所得Ⅰ)	< 7月早期 > ・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・本人及び世帯全員の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写) ・被保険者及び被扶養者の非課税証明 書類★

●70歳以上75歳未満・市町村国保

適用区分	更新申請書類
Ⅲ (一般所得)	・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・限度額適用区分を確認できる資料 ・本人の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写)
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・限度額適用区分を確認できる資料 ・本人の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写)

●70歳以上75歳未満・国保組合

適用区分	更新申請書類
Ⅲ (一般所得)	< 7月早期 > ・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・本人及び世帯全員の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写) ・本人及び世帯全員の課税・非課税証明 書類★
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	< 7月早期 > ・参加者証(写) ・医療保険を確認できる資料★ ・本人及び世帯全員の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写) ・本人及び世帯全員の課税・非課税証明 書類★

□75歳以上・後期高齢者医療保険

適用区分	更新申請書類
Ⅲ (一般所得)	・参加者証(写) ・後期高齢者医療保険を確認できる資料★ ・限度額適用区分を確認できる資料 ・本人の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写)
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	・参加者証(写) ・後期高齢者医療保険を確認できる資料★ ・限度額適用区分を確認できる資料 ・本人の住民票(写)★ ・医療記録票(1/24以上)(写) ・肝炎治療受給者証被交付者にあつては、 肝炎治療月額管理票 (写)

- ※本項の「医療記録票(1/24以上)」とは、医療記録票(様式第6-1及び6-2)と様式第6-2に添付する資料であつて高額療養費算定基準額を超えた月数が過去23月で1月以上であることが確認できるものの一式を指します。
- ※医療保険／後期高齢者医療保険を確認できる資料については、申請者が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等を指します。
- ※本資料における「世帯」とは、「保険上(各保険制度上)の世帯」を指しています。
- ※「限度額適用区分を確認できる資料」とは、マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」の画面のほか、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し、限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写し、医療機関がマイナ保険証を用いて確認できる限度額区分の画面を印刷した資料等、申請者の限度額適用区分を確認することができるものを指します。
- ※「医療記録票」について、申請者が低所得区分(70歳未満:オ、70歳以上:Ⅰ又はⅡ)の場合、本事業の申請月以前の1年間の入院日数が通算して90日間を超えている場合、余白に「長期入院」と御記載ください。
(例:3月10日付けで本事業に申請した場合、前年の4月1日から申請月である3月末までの1年間で入院日数が通算90日を超えた場合、該当します。)
- ※★が付いている書類は、申請書に対象者分のマイナンバーを記載することで提出を省略可能です。